

総 税 市 第 1 1 号  
平成 2 5 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 0 7 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年総務省令第 3 7 号）が平成 2 5 年 3 月 3 0 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 2 5 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成 2 2 年 4 月 1 日総税市第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知による改正後の第 1 章 4 6（6）の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日以後にされる更正の請求に係る更正等について、同章 6 5 の規定は延滞金及び還付加算金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて、第 2 章 2 4、2 4 の 2、2 4 の 3 及び 7 7 の規定は平成 2 6 年度以後の年度分の個人の市町村民税について、同章 2 8 の 2 の規定は平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。